貸館等使用料の見直しに関する基本方針

令和7年11月

瀬戸市

貸館等使用料の見直しに関する基本方針

Ⅰ　基本的な考え方

１　使用料見直しの背景と趣旨 1

２　基本方針 1

（１）受益者負担の原則 1

（２）算定方法の明確化 2

（３）施設の安定的な運営 2

３　見直しにあたって 2

４　使用料見直しの対象施設 2

Ⅱ　使用料の算定について

１　算定基準額の算出方法 3

（１）屋内施設（専用）の算定基準額 3

（２）屋外施設の算定基準額 3

（３）個人利用施設の算定基準額 4

（４）その他の施設の算定基準額 4

２　受益者負担割合の設定 4

Ⅲ　使用料の調整

１　激変緩和措置 5

２　端数処理 5

３　市外割増・営利割増の設定 5

４　その他 5

Ⅳ　見直しのサイクル 5

Ⅰ　基本的な考え方

１ 使用料見直しの背景と趣旨

本市では、平成２９年３月に第６次瀬戸市総合計画を定め、『住みたいまち 誇れるまち 新しいせと』を将来像に掲げ、具体的に目指す３つの都市像の達成を見据えつつ、中期事業計画（令和６年度実施計画）では、暮らしの中心である４要素（住む／働く・学ぶ／育む）のさらなる充実に資する政策に取り組んでいます。

都市像の達成に向けて、民間への業務委託の推進、歳入強化の取り組み、民間活力の導入、事務改善・適正化の取組、事務事業の整理・再編、働き方改革の推進、デジタルトランスフォーメーションの推進、ファシリティマネジメントの推進により、限られた資源の中で着実に推進していくため、職員の人材育成や行政事務の品質向上なども徹底しながら、市民満足度の向上と効果・効率の追求に取り組んでいます。

公共施設等については、人口減少や厳しい財政状況が見込まれる中、全てをこれまでと同じように維持していくことは困難であることから、令和５年３月に「瀬戸市公共施設等総合管理計画」を改定し、公共施設等の総量を減らすことで必要経費の縮減を図る一方で、市民へのサービス水準を保つことを目標として、公共施設等の長寿命化による安全性の確保と財政負担の軽減、人口構造及び公共施設等の在り方の変化を踏まえた機能統合・集約化とサービス水準の維持、財源の確保を進めていくこととしています。

また、公共施設の維持管理等に係る経費は、施設を利用する方からの使用料と市民の税金によって賄われています。使用料は、施設を利用する方としない方との「負担の公平性」を考え、応分の負担をしていただくという「受益者負担の原則」に基づき徴収するものであるため、行政の関与の必要性や受益者負担の在り方を明らかにしたうえで適正に設定する必要があります。現在の使用料は、統一的な基準がないなか、各施設で個別に設定をしており、長年見直しがなされていないのが現状です。

以上のことから、適正に負担を分かち合い、将来にわたって安定したサービスを提供していくため、使用料見直しの統一的な基準を策定することとしました。

２ 基本方針

使用料の設定は、「持続可能な施設運営」と「受益者負担の適正化」を念頭に、次の事項を基本として行います。

（１）受益者負担の原則

公の施設などの利用にあたっては、その受益が原則としてサービスを利用する方のみに及ぶということを踏まえ、利用する方と利用しない方との負担の公平性の観点から、利用する方に応分の負担をしていただくという「受益者負担の考え」を原則とします。

（2）算定方法の明確化

施設にかかる経費をもとに、利用する方で負担する部分と税で負担する部分を明確にし、市民にとってわかりやすい統一的な基準を設定することとします。

（3）施設の安定的な運営

施設がその役割を果たし安定的に運営していくことを念頭に、見直しによる使用料が施設の利用状況等に大きな悪影響を与えないよう考慮します。

3 見直しにあたって

使用料の見直しにあたっては、各施設の稼働率を向上させる取組を進めるとともに、財源確保や経費削減などの行財政改革の取組をより一層進めます。

また、見直し後の収入状況等を踏まえ、施設の修繕や備品の整備など利用環境の改善に努めるとともに、接遇、運営方法など適正で効率的な運営に努めます。

4 使用料見直しの対象施設

貸館・貸室等施設の貸し出しを主とする集会施設、教育施設、スポーツ施設等を対象に見直しを行います。

No	施設名	使用料徴収根拠条例	管理形態
1	デジタルリサーチパークセンター	デジタルリサーチパークセンター条例	指定管理
2	瀬戸蔵	瀬戸蔵条例	指定管理
3	パルティせと市民交流センター	パルティせと市民交流センター条例	指定管理
4	パルティせと フィットネスジム		直営
5	文化センター	尾張東部（瀬戸）地域文化広場の管理に関する条例	指定管理
6	新世紀工芸館	新世紀工芸館条例	指定管理
7	公民館	公民館の設置及び管理に関する条例	指定管理
8	地域交流センター	地域交流センター条例	指定管理
9	スポーツ施設	スポーツ施設条例	指定管理
10	定光寺野外活動センター	定光寺野外活動センター条例	指定管理
11	学校体育施設	学校体育施設使用料条例	直営
12	斎苑	斎苑条例	直営
13	福祉保健センター	福祉保健センター条例	指定管理
14	高齢者生きがい活動施設	高齢者生きがい活動施設条例	指定管理
15	自然児童遊園	自然児童遊園の設置及び管理に関する条例	指定管理
16	交通児童遊園	交通児童遊園の管理及び運営に関する条例	直営
17	せとっ子ファミリー交流館	せとっ子ファミリー交流館条例	直営
18	ノベルティ・こども創造館	ノベルティ・こども創造館条例	直営

Ⅱ 使用料の算定について

使用料については、「算定基準額」に「受益者負担割合」を乗じて算定するものとします。

使用料 ＝ 算定基準額 × 受益者負担割合

1 算定基準額の算出方法

使用料に算入する経費は、施設の運営及び維持管理に要する費用で、人件費、維持管理費及び減価償却費の合計とします。なお、人件費は、直営の場合は職員報酬を除外し、指定管理者による運営の場合は小規模修繕に係る費用を含むものとします。また、用地取得費は、算入経費に含めないものとし、減価償却費は定額法に基づくものとします。

また、算入経費の算出にあたっては、原則として、直近３か年の人件費、直近５か年の維持管理費及び減価償却費の決算額の平均値を用いるものとします。

算入経費 ＝ 人件費 ＋ 維持管理費 ＋ 減価償却費

（１）屋内施設（専用）の算定基準額〔会議室、ホール、展示場、実習室、体育館など〕

会議室や屋内の一定スペースを占用して利用する施設については、算入経費をもとに１㎡・１時間あたりの単位基準額を算出し、これに貸出面積と利用時間を乗じて、１室（１区画）の利用にかかる算定基準額を算出します。

算定基準額 ＝ 単位基準額[円／(㎡･h)] × 貸出面積 × 利用時間
単位基準額[円／(㎡･h)] ＝ 算入経費 ÷ 施設の合計面積 ÷ 年間利用可能時間

（２）屋外体育施設の算定基準〔グラウンド、野球場、テニスコートなど〕

グラウンドやテニスコートなど、屋外の一定スペースを占用して利用する施設については、面積によって使用料に差が生じることは適当ではないため、算入経費をもとに当該施設の１時間あたりの単位基準額を算出し、これに利用時間を乗じて、１施設（１区画）の利用にかかる算定基準額とします。

算定基準額 ＝ 1時間あたりの単位基準額 × 利用時間
1時間あたりの単位基準額[円／h] ＝ 算入経費 ÷ 年間利用可能時間

（３）個人利用施設の算定基準額〔プール、トレーニングジムなど〕

プールやトレーニングジムなど、一定のスペースを不特定多数の人が共同で利用する施設については、算入経費をもとに利用者１人あたりの単位基準額を算出し、これを１施設の利用にかかる算定基準額とします。算定にあたって、年間利用者数は、見直しを行う年度に入手可能な直近の値とします。

算定基準額(単位基準額[円／人]） ＝ 算入経費 ÷ 年間利用者数

なお、時間単位で使用料を設定する施設については、利用者１人・１時間あたりの単位基準額を算出し、これに利用時間を乗じて、１施設の利用にかかる算定基準額とします。

（算定基準額＝算入経費÷年間利用者数÷年間利用可能時間×利用時間）

（４）その他の施設の算定基準額

上記（１）～（３）による基準額の算出が困難な施設については、その施設の運営・管理や利用の状況などを踏まえて、個別に算定基準を算出します。

２ 受益者負担割合の設定

公共施設において提供されるサービスは、不特定多数の人が利用し、日常生活に不可欠で民間では提供されにくいもの（道路、公園など）から、特定の人が利用し、民間でも提供されるもの（運動場、駐車場など）まで様々です。

このような性質の違いを考慮せずに一律に使用料を設定することは、サービスを利用する方と利用しない方との公平性を損なうこととなります。そこで、公共施設をその性質により分類し、施設ごとにサービスを利用する方（受益者）が負担する原価の割合（受益者負担割合）を定め、より公平公正な使用料の設定を実現します。

公共的

必需的		選択的
第１分類　０％ 〔全額公費負担〕 市民生活に必要なサービスで 行政が提供する必要があるもの 例：公園、図書館、児童館、福祉施設	５０％　第３分類 〔一部公費負担〕 特定の市民を対象とするサービスで 行政が提供する必要があるもの 例：公民館、地域交流センター、斎苑	
第２分類　５０％ 〔一部公費負担〕 市民生活に必要なサービスで 民間との競合性あるもの 例：野外活動センター	１００％　第４分類 〔全額受益者負担〕 特定の市民を対象とするサービスで 民間との競合性のあるもの 例：会議室、ホール、体育施設、展示室	

民間的

Ⅲ 使用料の調整

1 激変緩和措置

使用料は、受益者負担の原則に基づき、明確かつ統一的な算定方法を定めて算定することによって、市民にとって公平で適正なものとなります。しかし、その算定方法により算定した使用料が、現行の水準を大幅に上回ることとなれば、利用者にとって大きな負担となり、施設の利用者が激減することや、市民生活に大きな支障となることも考えられます。

このため、使用料の改定にあたっては、改定後の使用料が急激に増加することがないよう、原則として改定の上限については１．５倍を限度とします。

2 端数処理

使用料は１０円単位とし、１０円未満の端数は切り捨てとします。ただし、算定した使用料が１００円に満たない場合は、使用料を１００円とします。

3 市外割増・営利割増の設定

市外の方が公共施設を利用した場合や営利･宣伝目的のため施設を利用した場合の使用料について、原則として市外の方の利用は１．５倍、営利・宣伝目的のための利用は２．０倍（市外の方で営利・宣伝目的のための利用は３．０倍）に割り増すこととします。

ただし、これらの割増については、現在の利用状況や稼働率などを考慮したうえ検討することとします。

4 その他

使用料は、原則としてこの基本方針に基づき算定することとしますが、近隣自治体、同種の民間施設などの状況を踏まえ、必要な調整を行うことができることとします。

Ⅳ 見直しのサイクル

この基本方針による使用料の見直しは、令和９年４月１日以降の施設の利用等への適用に向けて取り組むこととします。その後は、利用者の混乱や事務の煩雑化を避けるため原則として５年ごとに定期的な見直しを行うこととします。

なお、指定管理（利用料金制）の契約期間中の施設については施設管理者の意向や施設の予約開始時期など、施設の運用を鑑みて施行時期を決定するものとします。